

指 名 停 止 一 覧

資料1

No.	有資格者名	本店所在地	理 由 大田区競争入札参加資格者 指名停止措置要綱別表	指名停止期間	備 考
1	株式会社イハラ	大田区北馬込一丁目3番13号	11(1)過失による粗雑工事等	令和7年1月29日から 令和7年3月28日まで 2か月	
2	パナソニック産機システムズ 株式会社 空調事業本部	墨田区押上一丁目1番2号	5(建設業法に違反し、国土交通大臣又は 都道府県知事から営業停止処分を受けた 場合)イの区発注を除く関東地方における もの	令和7年1月31日から 令和7年5月30日まで 4か月	(空調事業本部住所) 墨田区押上一丁目1番2号
3	パナソニック関東設備株式会社 首都圏支店	群馬県前橋市古市町一丁目50番地 14	5(建設業法に違反し、国土交通大臣又は 都道府県知事から営業停止処分を受けた 場合)イの区発注を除く関東地方における もの	令和7年1月31日から 令和7年5月30日まで 4か月	(首都圏支店住所) 荒川区西日暮里五丁目26番8号 スズヨシビル5階
4	パナソニックリビング株式会社	中央区築地五丁目3番3号	5(建設業法に違反し、国土交通大臣又は 都道府県知事から営業停止処分を受けた 場合)イの区発注を除く関東地方における もの	令和7年1月31日から 令和7年5月30日まで 4か月	
5	パナソニックマーケティング ジャパン株式会社 システムソリューション	品川区西五反田三丁目5番20号 パナソニック目黒ビル	5(建設業法に違反し、国土交通大臣又は 都道府県知事から営業停止処分を受けた 場合)イの区発注を除く関東地方における もの	令和7年1月31日から 令和7年5月30日まで 4か月	(支社住所) 品川区西五反田三丁目5番20号 パナソニック目黒ビル
6	パナソニック環境エンジニアリン グ株式会社 東日本支店	大阪府吹田市垂水町三丁目28番 33号	5(建設業法に違反し、国土交通大臣又は 都道府県知事から営業停止処分を受けた 場合)ウの区発注を除く関東地方以外のもの	令和7年1月31日から 令和7年3月30日まで 2か月	(東日本支店住所) 港区浜松町一丁目18番16号
7	パナソニックEWエンジニアリング 株式会社 東京本部	大阪府大阪市中央区城見二丁目 1番61号	5(建設業法に違反し、国土交通大臣又は 都道府県知事から営業停止処分を受けた 場合)ウの区発注を除く関東地方以外のもの	令和7年1月31日から 令和7年3月30日まで 2か月	(東京本部住所) 港区東新橋一丁目5番1号
8	日精株式会社	港区西新橋一丁目18番17号	3(独占禁止法違反行為)(2)ウの 区発注を除く関東地方以外のもの	令和7年3月24日から 令和7年4月23日まで 1か月	
9	フジパスク株式会社	世田谷区上馬四丁目2番5号	3(独占禁止法違反行為)(2)ウの 区発注を除く関東地方以外のもの	令和7年3月24日から 令和7年5月23日まで 2か月	

No.	有資格者名	本店所在地	理由 大田区競争入札参加資格者 指名停止措置要綱別表	指名停止期間	備考
10	新明和工業株式会社 産機システム事業部 環境システム本部営業部	兵庫県宝塚市新明和町1番1号	3(独占禁止法違反行為)(2)ウの 区発注を除く関東地方以外のもの	令和7年3月24日から 令和7年4月23日まで 1か月	(産機システム事業部 環境システ ム本部営業部住所) 台東区上野七丁目12番14号